

## 第13回 松江市空家等対策協議会 会 議 録

1. 日 時 令和8年1月30日(金) 14:30～16:00
2. 場 所 松江市役所 新庁舎本棟4階北エリア 第4・第5会議室
3. 出席者
  - (1) 委員 14名  
上定昭仁委員、篠原栄委員、金築育代委員、森本秀歳委員、富田恵美子委員、  
常住郁衣委員、山田正人委員、梶谷圭一委員、福間拓司委員、加藤幹久委員、  
正岡さち委員、田中昌子委員、湯浅佳代委員、角脇新一委員
  - (2) 事務局 6名  
まちづくり部長、まちづくり部政策監、住宅政策課長、  
住宅政策課職員 3名
4. 内 容
  - (1) 開会
  - (2) 挨拶
  - (3) 委員紹介
  - (4) 議事
    - ・ 特定空家への対応（勧告の実施）について ※非公開
    - ・ 特定空家等及び管理不全空家等の判断基準について
  - (5) 報告
    - ・ 前回報告を行った特定空家の緊急行政代執行の実施について
    - ・ 松江市空き家相談窓口の開設と現在の状況
  - (6) 閉会

5. 会議経過

発言者	議 事
事務局	<p>これより、第13回松江市空家等対策協議会を開催いたします。開会にあたりまして、本協議会の会長であります上定市長よりご挨拶申し上げます。</p>
上定会長	<p>失礼いたします。皆様、大変お忙しいところ、松江市空家等対策協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、日頃から空き家を含め、松江市の市政運営に多大なるご協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。</p> <p>昨年度、この協議会を通じてご意見をいただき、「第二次松江市空家等対策計画（追補）」を作成いたしました。それに基づいて、昨年、施策をいくつか具体的に進めることができいております。ご案内のとおり、7月に、ワンストップで空き家の相談に対応できる窓口を設置させていただきました。おかげさまで、空き家の問題が市内でも深刻になっているということもありまして、たくさんのご相談をいただいております。全体の相談件数のうち8割くらいが、この相談窓口を経由していただいているとのこと。そういう意味では、新設した窓口として機能していると言えるかと思えます。</p> <p>また、3月には、空き家の管理運営を支援する法人というのを設置させていただきました。2つの団体を指定させていただいております。まだ案件はそれほど多くはございませんが、具体的な空き家の活用に向けて問い合わせをいただき、それに対して市からも情報を提供するということが、少しずつでき始めている状況でございます。協議会でいただいたご意見をしっかり具体化して、空き家等の対策につなげていく、そういったサイクルをうまく作っていきたいと思っております。</p> <p>本日も、特定空家となっている建物を今後どのように対応していくか、また、空家特措法の改正により、空き家等についての新たな判断基準等も示されておりますので、皆様と議論させていただき、今後の松江市としての空き家対策につなげていきたいと思っております。どうか忌憚のないご意見をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。続きまして、本日の会議の概要について簡単にご説明いたします。本協議会は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第8条および「松江市空家等対策協議会条例」の規定に基づき、本市が設置する協議会です。平成28年8月の第1回の開催から通算して、本日で第13回目となります。</p> <p>本日の会議では、特定空家への対応と、特定空家等及び管理不全空家等の新しい判断基準について協議をお願いしたいと考えております。時間は概ね1時間強を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、委員の皆様のご紹介、本日の出欠状況、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>はじめに、委員の紹介ですが、このたび新しく委員となられたお二方をご紹介いたします。お一人目は「市町村議員」として、松江市議会議員の森本様です。</p>

森本委員	森本でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	よろしくお願いいたします。続きまして、「防犯」の分野として、松江警察署生活安全課長の角脇様です。
角脇委員	松江警察署生活安全課長の角脇です。よろしくお願いいたします。
事務局	<p>よろしくお願いいたします。あとの委員の皆様につきましては、時間の都合上、大変申し訳ございませんが、委員名簿をご覧いただけたらと思います。</p> <p>次に、本日の出欠状況についてご報告いたします。本日は、島根県弁護士会の永野委員から欠席のご連絡をいただいております。委員の総数 15 名に対しまして、14 名の出席でございますので、委員の過半数に達しております。「松江市空家等対策協議会規則」第 3 条第 2 項の規定に基づき、本会は成立していることをここでご報告いたします。</p> <p>続きまして、資料の確認をさせていただきます。次第の【資料一覧】とあわせてご確認ください。資料右上に番号が振っております。</p> <p>資料①：空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）、松江市空家等対策協議会条例（抜粋）</p> <p>資料②：特定空家等に対する措置フロー図</p> <p>資料③：松江市特定空家等一覧</p> <p>資料④-1、④-2：勧告相当の特定空家等</p> <p>資料⑤：特定空家等及び管理不全空家等の判定方法の改定</p> <p>資料⑥：国指針（ガイドライン）新旧対照（特定空家等の判定基準）</p> <p>資料⑦：特定空家等判定シートの変更点一覧</p> <p>資料⑧：特定空家等判定シート（現行）</p> <p>資料⑨：（案）特定空家等及び管理不全空家等判定シート</p> <p>資料⑩：特定空家等及び管理不全空家等判定シート（判定例）</p> <p>資料⑪：前回報告を行った特定空家の緊急行政代執行の実施について</p> <p>資料⑫：松江市空き家相談窓口の開設と現在の状況</p> <p>不足、落丁などがございましたら、お知らせください。</p> <p>続きまして、会議の公開・非公開の確認について、事務局よりご説明いたします。本協議会につきましては、「松江市情報公開条例」第 30 条の規定に基づき、原則公開することとしております。ただし、会議の全部または一部を非公開とするときは、協議会の長が会議に諮って決定しなければならないこととされていますので、これより、議事進行を会長にお願いしたいと思っております。</p>

上定会長	<p>それでは、議事進行をさせていただきます、会長の上定でございます。着座にて失礼いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、本日の協議事項における公開・非公開について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。本日の協議事項のうち、(1)「特定空家への対応（勧告の実施）について」につきましては、個別の空き家を取り上げてご説明するものであり、ただちに特定の個人を識別することはできないものの、写真等を公にすることにより個人の権利利益を害する恐れがあります。よって、非公開とさせていただきたいと考えております。</p>
上定会長	<p>ただいま事務局から提案、説明がありました協議事項（1）については、非公開とさせていただくことにご異議はないでしょうか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p>
上定会長	<p>それでは、協議事項（1）につきましては非公開とさせていただきます。</p>
事務局	<p>傍聴される方には、のちほどご退室をご案内いたします。なお、傍聴の皆様には、受付時にお渡しした注意事項を遵守いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、「松江市空家等対策協議会規則」第3条第1項の規定に基づき、引き続き会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
上定会長	<p>それでは、引き続き円滑な議事進行へのご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>会議次第に基づき、協議事項(1)「特定空家への対応（勧告の実施）について」に関して、事務局より説明をお願いいたします。なお、先ほどご了解をいただきましたとおり、協議事項（1）は非公開とさせていただきます。傍聴の方々におかれましては、恐れ入りますが、一度ご退室いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>&lt;非公開部分の説明・質疑応答&gt;</p>
上定会長	<p>続きまして、協議事項の(2)に移りますが、ここからは公開となりますので、傍聴の方にご入室いただきます。それでは、協議事項(2)「特定空家等及び管理不全空家等の判断基準について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>特定空家等及び管理不全空家等の判断基準について、資料⑤～⑩を用いて説明させていただきます。</p>

現在、松江市では、特定空家等の判定をするにあたり、資料⑧「特定空家等判定シート（現行）」を使用しています。この判定シートは、本協議会でのご意見を踏まえて作成したのですが、このたび、内容を改定することとしました。

まずは、改定するに至った経緯から説明いたします。資料⑤「特定空家等及び管理不全空家等の判定方法の改定」をご覧ください。

令和5年12月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改正され、「空家等」と「特定空家等」の間に、新たに「管理不全空家等」という定義が設けられました。中央の図をご覧くださいと、イメージしやすいと思います。この「管理不全空家等」の法律上の定義は一番下に記載しています。「そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等」をいいます。ちなみに、条文でいうと法第13条に記載されています。

法改正にあわせ、国土交通省から空き家に関する新しい指針も示されました。それが、「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」です。以下、国の指針（ガイドライン）といいます。

裏面をご覧ください。国の指針そのものは法改正前からあり、各市町村が特定空家等を認定するための判断基準などが記されていました。その指針によると、特定空家等は4つの観点において、総合的に判断するものとされています。4つの観点は、青枠の中に記したとおりです。

このたびの新しい国の指針では、4つの観点それぞれにおいて、管理不全空家等の判断基準が追加となりました。また、従来の特定空家等の判断基準についても、新たな項目が追加されたほか、内容が整理されました。

資料⑥「国指針（ガイドライン）新旧対照（特定空家等の判定基準）」をご覧ください。こちらは、国の指針に示された特定空家等の判断基準をそのまま抜き出したものです。左側が旧基準、右側が新基準です。赤文字は、旧基準のみ、あるいは、新基準のみに示されている文言です。4つの観点それぞれをご覧くださいますと、新基準のほうでは、項目がより細分化され、見るポイントごとに整理されていることがわかります。

以上のような経緯から、松江市においても、新しい国の指針に基づいた特定空家等と管理不全空家等の判断基準を作成する必要が出てきました。ただ、資料⑥をご覧くださいとのおわかりいただけたと思いますが、国の指針はすべて文章で表現されています。この文章を読んでそのまま判断しようとする、判断をおこなう者の主観により、結果に大きな差異が生じることが予想されます。そこで、松江市では現行の「特定空家等判定シート（資料⑧）」と同じように、数値化をおこなうこととしました。

資料⑦「特定空家等判定シートの変更点一覧」と資料⑨「(案) 特定空家等及び管理不全空家等判定シート」をご覧ください。資料⑦は、現行の判定シートと新しい判定シート

との変更点をまとめたものです。資料⑨は、このたび作成した新しい判定シートの案です。資料⑦で説明いたします。左側が現行、右側が新しい案の内容です。

まず、「評定対象物」についてです。現行では、建築物のみを対象としていましたが、新しい案のほうでは、国の指針に基づき「門・塀・擁壁・立木・敷地内」を追加しました。次の『評定の項目』においても、現行では「①倒壊等・保安上危険であるかどうか」のみで判断していました。しかし、国の指針には4つの観点が表示されていますので、新たに「②衛生上有害であるかどうか」、「③著しく景観を損なっているかどうか」、「④生活環境の保全を図るために放置することが不適切であるかどうか」を追加し、各項目でそれぞれ判断することとしました。「判断方法」については、現行では建物の評価点数のみで判断しておりましたが、新しい案のほうでは、周辺への影響度と組み合わせて判断することとしました。

スライドまたはお手もとのイラストをご覧ください。新しい案に基づいて空き家を判断する場合、こちらのポイントから見るようになります。

たとえば、建築物を見るときには、複数の建物が建っている場合、建物1、建物2と、それぞれで判断します。また、建物の物的な状態だけでなく、建物の位置が道や隣地から近いかどうか判断ポイントになります。

ほかにも、立木、門や塀、動物の棲みつきや、腐敗したゴミ、悪臭などの敷地内の状態も判断項目としています。そして、すべての分野の点数を付けた結果、たとえば、ブロック塀だけが特定空家等に該当する評価となれば、ブロック塀のみを特定空家等に認定することになります。もし、ブロック塀が適切に管理されるようになったときには、特定空家等から外れます。

続きまして、新しい判定シートを用いてどのように特定空家や管理不全空家を判断するのか、例をご覧になっていただきたいと思います。資料⑩「資料⑩特定空家等及び管理不全空家等判定シート（判定例）」とスライドの写真をご覧ください。

まず、建物Aについてです。市道の脇に建っており、しかも、その市道へ建物が傾いているような状態です。隣家との距離もほとんど離れていません。剥落した外壁材が隣家との間に散乱しています。屋根の左半分が建物の内部へ落ちています。別角度から見た写真です。屋根が落ちている様子と、壁が建物内部から押され、市道へ向かって倒れそうになっている様子がわかります。

以上を判定シートで評価しますと、「保安上危険空家調査票」の「1. 建築物」のシートにおいて、合計点287.5点の「危険度（高）」、周辺への影響度は「影響度（大）」となりました。建物Aは、「保安上危険」の分野において特定空家等に相当すると認められます。

次に、建物Bについてです。植物のつるが繁茂し、建物全体を覆っていますが、建物そのものは概ねしっかりしており、傾斜等はありません。ただし、開口部の建具が外れ、建物内の残置物に押されて外へ倒れそうになっています。屋根瓦が数枚、落ちそうになっ

	<p>ている様子がみられます。なお、生活道路に隣接はしていますが、道路のほうが高い位置にあり、危険性はそこまで高くないようにかがえます。建物の裏側には、外壁材の剥落も見られました。</p> <p>こちらの建物を判定シートで評価しますと、「保安上危険空家調査票」の「1. 建築物」のシートにおいて、合計点 70 点の「危険度（中）」、周辺への影響度は「影響度（中）」となりました。建物 B は、「保安上危険」の分野において管理不全空家等に相当すると認められます。</p> <p>まとめに入ります。これまでご覧いただきましたとおり、法改正ののち、国の新しい指針が示され、松江市でも「特定空家等及び管理不全空家等判定シート（案）」を作成いたしました。実際にこのシートを用いて複数の空き家の判定をおこない、実用が可能であると判断できました。つきましては、今後は新しい判断基準に基づき、特定空家等及び管理不全空家等の認定をおこなっていきたいと考えているところです。以上で説明を終わります。</p>
上定会長	<p>ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、挙手にてお願いいたします。</p>
篠原委員	<p>はい。</p>
上定会長	<p>篠原委員、お願いいたします。</p>
篠原委員	<p>篠原です。今までの特定空家の判定シートでは、150 点以上が特定空家という設定でしたよね。新しい判定シート（案）では、点数が何点だったらどうなるのか、というのを教えていただきたいです。</p>
上定会長	<p>事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。資料⑩をご覧ください。「保安上危険空家調査票」の「1. 建築物」のシートでご説明いたします。</p> <p>「(1)危険度の判断」では、各構造部材等について「ア」～「シ」の調査項目があり、その右に基礎点、さらに右に破損等の程度（部分的か過半か、軽度か重度か）を記した欄があります。たとえば、「ウ 基礎」の調査項目でしたら、基礎点は 50 点。これに「過半軽度」の破損等があれば、程度は「中（0.5）」となりますので、50 点×0.5＝25 点と計算します。</p> <p>こうして算出した合計点につきまして、何点から危険と判断するかは、次の「危険度判断結果」という表を用います。判断区分の一番右が「危険度（高）」で、これが 100 点以</p>

	<p>上。合計点が 100 点以上あれば、危険な建物ということになります。50 点未満であれば危険度としては低く、50 点以上 100 点未満であれば危険度は中程度という判断になります。まずは、このようにして建物そのものの危険度を出します。</p> <p>何点以上で特定空家になるかにつきましては、今まではそうだったのですが、新しい判定シート案では、周りへの影響度、切迫性も含めて判定するかたちにしております。「(2) 影響度（敷地の状況）の判断」の表をご覧ください。こちらで、隣地や道路からの離れがどれくらいあるかを見て、周辺への影響度が高いか低いかを判断します。倒壊が敷地内でおさまるようであれば影響度は低く、敷地外に倒れる可能性があれば影響度は低～高と設定しています。</p> <p>そして、最終的に一番下の「(3) 空家等の管理状態の判断」の表により、特定空家等になるのか、管理不全空家等になるのか、それともただの空家等なのかを判定します。この表をご覧くださいますと、合計 100 点以上の危険度（高）の空き家であっても、周辺への影響度が（低）であれば「管理不全空家等」となります。空き家が広い敷地の真ん中に建っていて、倒れても周辺に危害が及ばないようなケースです。</p> <p>このように、建築物そのものの「危険度」と周囲への「影響度」のクロスチェックにより、判定するシートとなっております。</p>
篠原委員	<p>資料⑩の建物 A の調査票を見ますと、「(1) 危険度の判断」の合計点が 287.5 点になっていますよね。100 点以上だから危険度（高）になる。そうすると、これ、幅がすごい。100 点と 287.5 点。かなり差があるのですが、たとえば、105 点でも危険度（高）になるんですよね。</p>
事務局	<p>はい。100 点を超えた段階で、その建物は危険であるということです。ただ、どんなに高い点数になったとしても、広い敷地の中で壊れるのであれば、周りに影響を与えないので、特定空家等として認定しなくてもいいのではないかと考えております。</p>
篠原委員	<p>そういうときは管理不全空家等になる可能性もある、ということですか。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
篠原委員	<p>「(1) 危険度の判断」の合計点は、最高 300 点ですか？ もっとありますよね。</p>
事務局	<p>そうですね。ただ、調査項目の「コ」～「シ」は、どの空き家にもあるわけではないので、調査項目すべてにおいて満点になるケースはないのではないかと考えております。それぞれの空き家の状況次第で、調査項目を使い分けることになります。</p>
篠原委員	<p>最終的には、総合的に判断するかたちになるということですね。</p>

事務局	はい。
篠原委員	合計点が100点の建物であったとしても、広い敷地の真ん中にあるようであれば、特定空家等にはならない、という理解でよろしいですか。
事務局	はい。特定空家等にはなりえないと思います。
篠原委員	ありがとうございます。
上定会長	そのほか、いかがでしょうか。
金築委員	はい。
上定会長	金築委員、お願いいたします。
金築委員	失礼いたします。民生委員の金築といいます。先ほどの空き家の調査は、どのような方が行かれるのでしょうか。専門の方でしょうか。それからもう一つ。資料⑩の判定例にはないのですけれども、イラスト「見るポイント」のほうに景観阻害というのがあります。たとえば、空き家の敷地内に、いつのものかわからない、ものすごく古い車が放置されているとします。その車が、もしかしたら大雨のときに、すぐ近くの民家まで流されていくかもしれない。そういう恐れもあるかもしれない。そのような車が景観阻害の対象になるかどうか、この2点をお願いします。
上定会長	事務局、説明をお願いいたします。
事務局	はい。まず、一つ目のご質問ですが、空き家の判定につきましては、建築技師を含めた当課の職員3名で行うことを考えております。人によって、それぞれ見る視点が違ってくると思いますので、複数名の平均点により判断するかたちとしています。もし、当課だけでは対応しきれないような物件がありましたら、他の関係部署とも協力しながらやっつけようと思っております。 次に、二つ目の景観阻害についてですが、資料⑨の3枚目をご覧ください。こちらが景観阻害についての調査票です。「1 悪影響の程度の判断」の調査項目は、国のガイドラインに基づいて記しておりますが、ガイドラインでも色褪せや破損、ゴミの散乱など、簡単にしか書いてありません。こちらは基本的には、「2 影響度の判断」に記している、たとえば宍道湖景観形成区域といった景観区域が設定されているところで、担当部局から指導を受けているかどうかポイントになります。指導を受けていて、調査項目に該当するよ

	<p>うな著しく良くないものがあつたときには、特定空家等や管理不全空家等に認定しようと考えているところです。</p> <p>ただ、景観阻害や衛生上有害につきましては、場合によっては、当課の職員だけで判断するのはなかなか難しいと思います。そのときは、景観に関する業務を行っている建築審査課など、担当部局と一緒に進めていくかたちとなります。</p>
金築委員	<p>ありがとうございました。</p>
上定会長	<p>そのほか、いかがでしょうか。それでは、ご意見がないようでございますので、特定空家等の判定シートにつきましては、事務局の説明のとおり変更させていただくということでもよろしいでしょうか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p>
上定会長	<p>ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。報告事項は二つございますが、一括して事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告事項（1）「前回報告を行った特定空家の緊急行政代執行の実施について」と（2）「松江市空き家相談窓口の開設と現在の状況」について、続けて報告させていただきます。</p> <p>資料⑩「前回報告を行った特定空家の緊急行政代執行の実施について」をご覧ください。こちらの写真に写っているのは、美保関町七類にあつた特定空家です。</p> <p>2 ページ目の「3. 報告を行った内容」をご覧ください。第 12 回目の本協議会において、こちらの特定空家が生活道路に倒れかかっていると地元から通報が入ったこと。地元協議の上、道路を通行止めにし、勧告を実施したこと。周辺住民の安全を早急に確保するためにも、勧告の履行期限までに所有者が適切な対応をおこなわない場合は、命令等を経ることなく緊急行政代執行による解体・処分を検討していること、について報告させていただきました。</p> <p>「4. 報告後の状況について」に移ります。協議会の後、履行期限が過ぎても建物所有者が対応されなかったため、緊急行政代執行をおこないました。すでに報道等でご覧になった方もいらっしゃるのではないかと思います。令和 6 年 11 月 11 日に解体着手、令和 6 年 11 月 26 日に作業を完了し、今は写真のように更地になっております。</p> <p>なお、緊急行政代執行に要した費用については、行政代執行法に基づき、特定空家の所有者から徴収することになっております。現在、その事務処理を粛々とおこなっている状況です。</p>

	<p>続きまして、資料⑫「松江市空き家相談窓口の開設と現在の状況」をご覧ください。こちら、前回の本協議会において、松江市空き家等対策計画中の施策の一つとして、空き家専用のコールセンターを開設する話をしておりましたので、その結果を報告させていただきます。</p> <p>市に寄せられる空き家の相談が年々増えてきているほか、内容も多様化してきておりましたので、迅速に、かつ、きめ細やかに対応するために、令和7年7月1日付で「松江市空き家相談窓口」を開設いたしました。</p> <p>場所は、一般財団法人島根県建築住宅センター内で、こちらに外部委託をしております。窓口開設後の相談状況につきましては、表のとおりとなっています。前年度に比べ相談件数も1.32倍増え、開設の効果が出ているのではないかと考えております。以上で報告を終わります。</p>
上定会長	<p>それでは、本日の協議会全体を通じまして、また、関連する事柄も含めまして、委員の皆様から自由にご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。</p>
常住委員	<p>はい。</p>
上定会長	<p>常住委員、お願いいたします。</p>
常住委員	<p>司法書士の常住と申します。先ほど、緊急行政代執行が終了したということで、費用回収に向けて粛々と動かれていると報告がありましたが、見通しとしては、全額回収できるものなのでしょうか。代執行は税金を使ったものですから、原則、所有者等から回収しなければなりません。本当に回収できるのか、一般的な話としてでもよいのでお聞きしたいと思います。</p>
上定会長	<p>事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日も報告したものではないのですが、以前に一度、行政代執行した空き家がございます。そちらのほうでは、法定相続人の方々の預金調査など、財産調査を行いまして、その方が生活に困らない範囲の蓄えの部分を市で差押え、費用回収してきております。まだ事例が1件だけですので、当市としてはここまでしかわからないのですが、このように回収できるものもございます。もちろん、回収できる場合とできない場合があつて、それは所有者等の財産状況によると思うのですが、できうる限りで、強制的に差押え等をおこない、費用回収を進めていこうと考えているところです。</p>
常住委員	<p>ありがとうございます。</p>

上定会長	<p>そのほか、よろしいでしょうか。そうしますと、以上をもちまして、予定しておりました協議会の議事、報告事項はすべて終了となります。円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>委員の皆様におかれましては、活発なご議論ご意見をいただき、ありがとうございました。本日いただきましたご意見をもとに、特定空家への対応、特定空家等及び管理不全空家等の新しい判断基準の運用を進めてまいりたいと思います。</p> <p>本日の協議記録につきましては、後日、委員の皆様にお送りさせていただきます。また、非公開としておりました、協議事項(1)「特定空家への対応(勧告の実施)について」に関わる資料③、資料④-1、資料④-2につきましては、事務局のほうで回収いたしますので、机の上に置いてご退席いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、令和8年度は「松江市空家等対策計画」の改定の年でございますので、委員の皆様には3回ほどお集まりいただく予定になっております。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、第13回松江市空家等対策協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。</p>